第百十三条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「の給付」を「の事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合の事業に要する費用で長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

第百十三条第六項を次のように改める。

6　地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

第百十三条第七項を削る。

第百十四条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等（掛金及び厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員が被保険者として負担する保険料（以下「組合員保険料」という。）をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「掛金を」を「掛金等を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の組合員保険料は、徴収しない。

第百十四条第三項を次のように改める。

3　掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の定款で定める。

第百十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百十四条の二の見出しを「（育児休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条第一項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業（以下この条において「育児休業等」という。）」を「育児休業等」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項を削る。

第百十四条の二の二（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百十五条第一項中「給料」を「報酬」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に、「給料」を「報酬」に改め、同条第三項中「給料」を「報酬」に、「掛金」を「掛金等」に、「行なわれない」を「行われない」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第五項中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「第百十三条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第六項中「掛金のうち、」を「掛金等のうち」に、「当該掛金」を「当該掛金等のうち組合員保険料」に、「掛金を」を「掛金等を」に改める。

第百十六条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項」に、「及び第四項」を「又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項」に、「職員団体が」を「職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が」に、「第百十四条の二第一項」を「組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二」に、「掛金」を「掛金等」に改め、「並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号」を「第百十三条第四項第二号」に、「並びに同条第四項」を「及び同条第五項」に改め、「限る。）」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を加え、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」を「地方公共団体等」に、「金額を」を「金額（組合員に係るものに限る。）を」に改め、同項を同条第三項とする。

第百十六条の二中「長期給付に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）」を加える。

第百十六条の三第一項中「いずれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべての」を「全ての」に、「掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等の額」を「同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給付等総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「下回る場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が国の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「国の不足額」という。）が前事業年度の末日における国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合　国の不足額から前事業年度の末日における国の実施機関積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

第百十六条の三第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。次項において同じ。）に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「長期給付に係る組合等」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の組合等」に改める。

第百十七条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「、処分」を加える。

第百十八条第一項及び第三項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合」に改める。

第百二十条中「長期給付で」を「指定都市職員共済組合」に、「ものに係る審査請求」を「審査請求のうち長期給付に係るもの」に改める。